

掛川市制限付き一般競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、掛川市が発注する建設工事及び建設関連業務委託(以下「建設工事等」という。)の質の確保を図りつつ、入札・契約制度のより一層の透明性・競争性を高めるため、地方自治法施行令(以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札(以下「制限付き一般競争入札」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 制限付き一般競争入札の対象となる建設工事等(以下「対象工事等」という。)は、予定価格1,000万円以上の工事及び予定価格500万円以上の業務委託とする。この場合において、予定価格1,500万円以上の工事及び予定価格1,500万円以上の業務委託については、掛川市指名競争入札者選定等委員会(以下「指名委員会」という。)が選定するものとする。ただし、市長が必要と認める場合にあっては、予定価格1,000万円以上の工事又は予定価格500万円以上の業務委託であっても、指名競争入札によることができる。

(入札に参加する者に必要な資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 掛川市における建設工事競争入札参加資格又は建設関連業務委託入札参加資格の認定を受けている者
- (3) 対象建設工事の工種に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく建設業の許可(一般建設業・特定建設業)を受けている者
- (4) 対象建設工事の工種に係る経営事項審査結果の総合評定値が一定以上の者で、かつ、年間平均完成工事高が一定以上の者
- (5) 対象建設工事等と同種工事又は同種業務の施行実績がある者
- (6) 対象工事等に配置を予定する主任技術者、現場代理人、監理技術者、業務代理人、管理技術者又は照査技術者が適正である者
- (7) 掛川市工事請負契約等入札参加停止等実施要綱(平成19年9月1日施行)に基づく入札参加停止を受けている期間中でない者
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を

除く。)でないこと。

(9) 対象建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない者

(10) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める資格を有している者

(入札参加資格委員会)

第4条 次に掲げる事項を審査するため、建設工事入札参加資格委員会(以下「資格委員会」という。)を設置する。

(1) 入札参加資格に関する事項

(2) 入札参加資格の有無

(3) その他必要と認める事項

2 資格委員会の委員は、指名委員会の委員をもってこれに充てる。

(入札参加資格の設定)

第5条 総務部管財課長(以下「管財課長」という。)は、入札参加資格設定調書(様式第1号)を作成し、資格委員会に提出するものとする。

2 入札参加資格は、資格委員会の議を経て、決定するものとする。

(入札の公告等)

第6条 入札の公告は、掛川市掲示場に掲示し、又は掛川市ホームページに公開する方法により行うものとする。

(入札参加資格確認申請書等の提出及び受付)

第7条 制限付き一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から、公告の日の翌日から10日以内の告示期間内に入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を各1部持参により提出させるものとする。ただし、入札参加資格審査申請書等により確認できる場合は、資料の提出を省略することができる。

2 申請書及び資料の様式は、次のとおりとする。

(1) 申請書 様式第2号(特定建設工事共同企業体の場合は、掛川市特定建設工事共同企業体取扱要綱(平成17年7月1日施行)様式2)

(2) 資料

ア 同種工事又は同種業務の施行実績(様式第3号)

イ 配置予定技術者等の資格・工事経験又は業務経験(様式第4号)

ウ 許可等の状況(様式第5号)(工事)

エ 許可通知書等の写し(工事)

オ 経営事項審査結果通知書の写し(工事)

カ その他必要と認めるもの

3 申請書及び資料は、総務部管財課(以下「管財課」という。)で受け付けるものとする。

4 提出された申請書及び資料(以下本項において「提出書類」という。)は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とすること。

(2) 提出書類は、無断で他の用途に使用しないこと。

(3) 提出書類は、返却しないこと。

(4) 提出書類は、公表しないこと。

(入札参加資格の確認)

第8条 管財課長は、受け付けた提出書類に基づき、入札参加資格確認申請者一覧表(様式第6号。以下「申請者一覧表」という。)を作成し、必要に応じて、申請書及び資料を添えて、所管課長に送付するものとする。

2 所管課長は、申請者一覧表に意見を付して、資格委員会に提出するものとする。

3 資格委員会は、提出された申請者一覧表に基づいて、入札参加資格の有無に関する確認を行うものとする。

4 管財課長は、原則として、提出書類の提出期限日の翌日から7日以内に、その結果を入札参加資格確認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第9条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第4項の通知の日の翌日から指定期日以内に、入札参加資格がないと認められた理由について、書面を持参することにより、管財課長に説明を求められるものとする。

2 管財課長は、前項の理由を求められたときには、原則として、入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求められることができる最終日の翌日から10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

3 説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第4項の通知を取り消し、前項の回答と併せて、改めて資格のある旨の通知を行うものとする。この場合において、資格委員会の議を経るものとする。

(設計図書等の閲覧及び貸出し等)

第10条 設計図書等は、管財課において閲覧に供し、掛川市ホームページにおいて公開し、又は貸出しするものとする。

2 設計図書等に対する質疑書が、第8条第4項の通知の日の翌日から指定期日以内に、持参により提出された場合には、その質疑に対して、質疑書を提出することができる最終日の翌日から10日以内に、回答書により回答するものとする。

3 質疑書は、管財課で受け付けるものとする。

(現場説明会)

第11条 必要があると認めるときには、現場説明会を行うことができるものとする。

2 現場説明会を行う日は、提出資料の提出期限日の翌日から第8条第4項の通知の日までの間に定めるものとする。

(入札保証金)

第12条 入札保証金は、免除するものとする。

(入札の執行)

第13条 管財課長は、入札の執行に先立ち、入札に参加しようとする者が、第8条第4項に規定する入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写し及び工事費内訳書(建設工事に限る。)を持参していることを確認するものとする。

2 管財課長は、1回目の建設工事の入札に際し、入札参加者に工事費内訳書(様式第8号)の提出を求めるものとする。

(入札の無効)

第14条 次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、入札参加停止措置を受けて入札時点において入札参加停止期間中である者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

(入札結果等の公開)

第15条 管財課長は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに、入札結果等を公開するものとする。

2 公開は、入札結果一覧表(様式第9号)を作成の上、閲覧方式等により行うものとする。

(技術者等の配置)

第16条 管財課長は、落札者に対して、様式第4号に記載した配置予定技術者が当該工事の現場に配置されるように措置するものとする。

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第17条 特定建設工事共同企業体に発注する場合には、入札参加資格の確認に係る取扱いを入札参加資格の認定に係る取扱いと適宜読み替えて、運用するものとする。

(現行規程の効力)

第18条 この要領に特別の定めがない限り、現行の諸規程が適用される。

(雑則)

第19条 この要領に定めるもののほか、制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

